

品川区奨学金

令和6年度 入学準備金募集

申請の手引

目 次

I. 品川区奨学金（入学準備金・予約生）について	
1. 品川区奨学金貸付制度の目的	1
2. 入学準備金の対象となる使いみち	1
3. 申請の資格	1
4. 申請期間	1
5. 貸付金額、時期および方法等	2
6. 奨学金貸付候補者の選考・決定・通知	2
7. 奨学金の返還について	2
II. 申請の方法	
1. 申請書類	3
2. 添付書類	3
3. 面接	4
III. 奨学金貸付申請書・調査票等の記入方法	
1. 奨学金貸付申請書の記入方法	5
2. 奨学生調査票の記入方法	5
3. 家計状況調査票の記入方法	5
4. 奨学生推薦書について	6
5. 申請書類提出先	6
<参 考>	
申請から貸付・返還開始までの流れ図	7
品川区奨学金以外の制度	8

I 品川区奨学金（入学準備金・予約生）について

1 品川区奨学金貸付制度の目的

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）・高等専門学校または専修学校（高等課程に限る。）に進学を希望する方で、経済的理由により修学困難な方に対し、資金を貸し付け、奨学生の健やかな成長と社会的自立を図ることを目的としています。

2 入学準備金の対象となる使いみち

高等学校等の入学にあたって必要となる費用

例：入学金、制服代、学校指定用品代、教材費など

3 申請の資格

次の全てに該当する人

- （１）高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校または専修学校（高等課程に限る。）に入学を予定している９年生・中学３年生の保護者である
- （２）経済的理由により高等学校等への入学に際して要する資金の支払いが困難である（所得制限有）
- （３）入学予定者および保護者が品川区内に住民登録がある
外国人住民の場合は、在留資格が「特別永住者」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」であること。
- （４）保護者が同種の奨学金を他から借り受けていない
（品川区奨学金と他の貸付金の併用はできません。P 8 参照）
- （５）入学予定者が高等学校等入学に対して明確な目標と意欲を備えている
- （６）入学予定者が高等学校等における課程を修学する学力を有している

4 申請期間 令和６年１０月１日（火）～１０月３１日（木） 期間厳守

※火曜延長窓口、日曜開庁窓口には対応しておりません。

5 貸付金額、時期および方法等

(1) 貸付金額

上限40万円。ただし必要額の範囲を貸し付けます。（1万円単位、1万円未満切捨て。

例：415,800円申請→400,000円、349,850円申請→340,000円）

(2) 貸付の時期および方法

奨学生（予約生）決定後、入学予定者が高等学校等に合格した後、区に合格証書、交付請求書、使途内訳書、借用書を提出していただきます。使途内訳書には必要経費が分かる書類（入学案内書、請求書、見積書等）を添付していただきます。必要額の確認を行い、貸付額を確定します。交付請求書等受領後、申請者名義の口座に振り込みます。（交付請求書提出から振り込みまでに約3週間かかります）※入学手続き日が振り込み日より、早いケースが多いので、一旦、払い込みができる準備をお願いいたします。

(3) 貸付後の報告

貸付後、資金をどのように使用したのか、使途報告書を提出していただきます。使途報告書には領収書等の添付が必要です。

(4) その他貸付に関する事

奨学金を目的以外に使用したとき、申請内容に偽りがあったときやその他の不正な手段によって貸付を受けたときは、貸付金全額を一括して返還していただきます。

6 奨学金貸付候補者の選考・決定・通知

申請書類（P3参照）、家計状況等の提出書類をもとに、面接を実施します。なお申込多数の場合は、あらかじめ書類選考を行う場合があります。その後、品川区奨学金運営委員会において審議し、奨学金貸付候補者として可否を決定します。結果については、12月下旬頃に申請者・連帯保証人および中学校等校長あてに通知します。

7 奨学金の返還について

(1) 返還の期間および方法

高等学校等入学年度（令和7年度）を含め3年以内に毎年度規定の額を返還していただきます。

(2) その他返還に関する事

- 住所・氏名・連帯保証人や、借用書の内容等に変更があった場合には、14日以内に届けてください。（例えば、転居したとき、結婚して姓が変わったとき、死亡したときなど）
- 奨学金の貸し付けは無利子です。ただし返還を遅延したときは、違約金がかかります。
- 必要な届け出がない場合や返還を遅延したときは、資産等の状況を調査いたします。
- 返還を怠った場合は、未納額を一括して返還していただくことがあります。

Ⅱ 申請の方法

品川区奨学金の貸付を希望する方は、「Ⅲ奨学金貸付申請書・調査票等の記入方法」に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、区役所子育て応援課（本庁舎 7 階）へ持参し提出してください。

1 申請書類

- (1) 「奨学金貸付申請書」
- (2) 「奨学生調査票」
- (3) 「家計状況調査票」
- (4) 「奨学生推薦書」（入学予定者が在学中の中学校等校長へ記入を依頼してください。）

2 添付書類

(1) 住民票

- 申請者と連帯保証人のもの
- 世帯全員、続柄、在留資格（外国籍の方のみ）の省略がないもの
- マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
- 発行日が 3 ヶ月以内のもの

(2) 印鑑登録証明書

- 申請者と連帯保証人のもの
- 発行日が 3 ヶ月以内のもの

(3) 令和 6 年度住民税課税・非課税証明書

- 申請者、申請者の配偶者および連帯保証人のもの
- 扶養の記載があるもの
- 扶養人数の記載があるもの
- 発行日が 3 ヶ月以内のもの
- ※ 扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に提出してください。
- ※ 源泉徴収票、特別徴収税額通知書、納税通知書では受付できません。
- ※ 海外に赴任していて住民税課税・非課税証明書が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払い証明書が必要です。
- ※ 令和 6 年 1 月 1 日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」または「児童扶養手当受給証明書の写し」を添付してください。
- ※ 申請者が自営業で、その配偶者が「事業専従者」の場合は、配偶者の証明書も必要です。

(4) その他

以下に該当する場合は提出してください。

①生活保護を受給中の方

- 生活保護受給証明書
- 福祉事務所長意見書

②障害者のいる世帯

- 障害者手帳、療育手帳の写し

③長期療養者（6ヶ月以上）のいる世帯

- 「医師の診断書」および「医療費等の領収書」

④主たる生計維持者が別居している世帯

（単身赴任等、別居のための費用負担がある世帯）

- 事由を証明する書類（会社の辞令、別居先光熱水費の領収書）など

⑤主たる生計維持者が変動した世帯（直近1年以内）

- 死亡 戸籍謄本
- 失業 雇用保険受給資格者証
- 傷病 医師の診断書

⑥火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯

- 官公署が発行する「災害、盗難等の証明書」

3 面接

1 1月中旬に、入学予定者および申請者と面接を行います。

(1) 入学予定者に修学への意欲について話を伺います。

(2) 申請書類の内容確認・家計収入状況の把握等をさせていただきます。

Ⅲ 奨学金貸付申請書・調査票等の記入方法

1 奨学金貸付申請書の記入方法

必ず該当する方自身（家族欄のみ代筆可）が油性ボールペンで記入してください（鉛筆、消せるボールペン等のゲルインキのものは不可）。

（１）健康状態には、普段の状態を記入してください。

一時的体調不良（風邪、腹痛など） 「良」

長期療養（６ヶ月を超す療養など） 「否」＊備考欄に理由を記入

（２）続柄は、申請者からみた続柄を記入してください。

（３）家族に障害者がいる場合は、備考欄に障害名、等級を記入してください。

（４）連帯保証人欄

連帯保証人は保証能力（資力）があり、かつ次の条件をすべて満たす１名です。

- 東京都またはその隣接県に住んでいること
- 申請時に２０歳以上で、独立した生計を営んでいること
- 申請者と同一世帯でないこと

（５）申請書の右下部分の署名、捺印欄に必ず各自が署名、捺印してください（代筆不可）。

- 印鑑登録済みの印鑑（実印）を使用してください（スタンプ式の印鑑等は不可）。
- 同一姓であっても、それぞれ違う印鑑を使用してください。
- 申請書で使用した印鑑は、正式に予約生として採用されたあとの手続きにも必要となります。お手元に保管し、紛失しないよう注意してください。

2 奨学生調査票の記入方法

調査票は必ず入学予定者が記入してください。

（１）「進学への意欲」は、①進学への意欲②進学先で特にやってみたいことをできるだけ詳しく記入してください。

（２）「第一志望校」は、申請時の内容について該当箇所に○を付けてください。

（３）「中学時代のクラブ活動や委員会活動」は、中学在学中の活動について記入してください。

3 家計状況調査票の記入方法

申請者が記入してください。

（１）「申請者等の収入状況」は申請者の氏名、職業、職種、雇用形態を記入してください。

（２）「住宅状況」は現在居住している住まいについて記入してください。

（３）「借入状況」①は、入学予定者の兄弟姉妹が現在品川区奨学金を借り受けている、または、過去借り受けたことがある場合は、その方の氏名、借入額、返還残額、状況を記入してください。

（４）「借入状況」②は、品川区奨学金の他の貸付金の状況を記入してください。

4 奨学生推薦書について

在学している中学校等へ、入学予定者が記入を依頼してください。
推薦書の封緘は開封せずに提出してください。（開封無効）

5 申請書類提出先（郵送不可・持参のみ）

事前に電話連絡の上、ご来所をお願いします。

品川区役所子ども未来部 子育て応援課 家庭支援係（本庁舎 7 階）

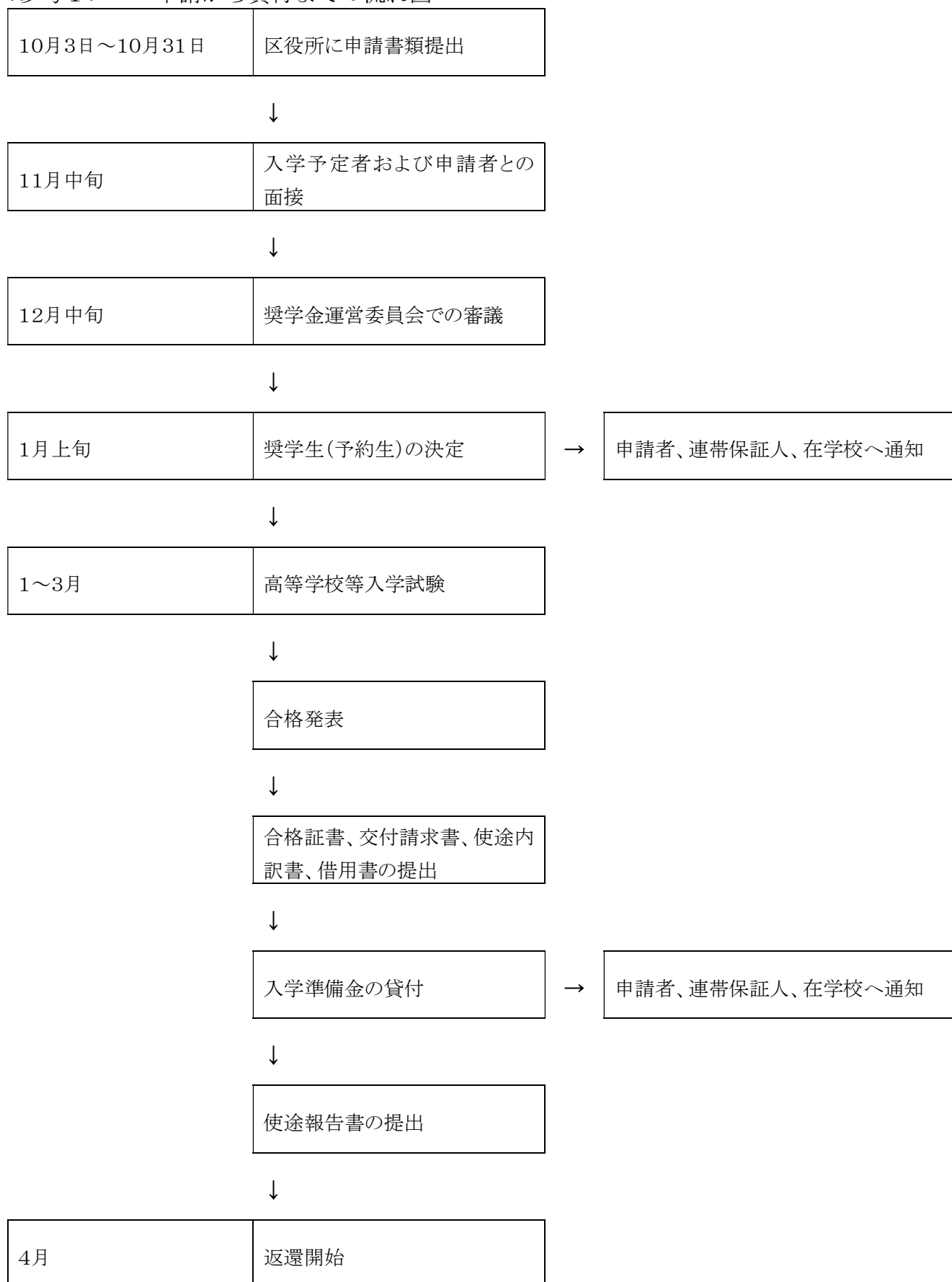
〔住所〕 品川区広町 2－1－36

〔電話〕 5742－6385（平日のみ午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで）

申請期間：令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 31 日（木） 期間厳守

※火曜延長窓口、日曜開庁窓口には対応しておりません。

<参考1> 申請から貸付までの流れ図



< 参 考 > 品川区奨学金以外の制度

品川区奨学金と併用できない制度

制度名	概 要	問合せ先
入学支度金 貸付制度	都内にお住まいで、入学支度金貸付制度のある都内の私立高等学校等に入学する生徒の保護者の方に、入学時に必要な費用のうち 25 万円を無利息で入学先の学校がお貸しする制度です。	(公財) 東京都私学財団 入学支度金担当 電話：03-5206-7926 制度の有無・お申込みについては入学先の学校に直接お問い合わせください。
教育支援資金	低所得世帯に対して、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金を貸付ける制度です。	品川区社会福祉協議会 電話：03-5718-7171 FAX：03-5718-7170
東京都母子及び 父子福祉資金	母子家庭の母または父子家庭の父等で、20 歳未満のお子さん等を扶養している方への貸付金です。	品川区 子育て応援課 ひとり親相談係 電話：03-5742-6589
あしなが奨学金 (給付型併用)	病気、災害、自死（自殺）など道路上の交通事故以外で保護者を亡くしたり、保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもたちへの奨学金制度を実施しています。	あしなが育英会奨学課 電話：0120-77-8565
交通遺児育英会 奨学金	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与して進学援助を行い、将来、社会有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。	(公財) 交通遺児育英会 奨学課 電話：03-3556-0773 (直通) 0120-52-1286

* 詳細については、各問合せ先にご相談ください。

問合せ先

子ども未来部 子育て応援課 家庭支援係

〒140-8715 品川区広町2 - 1 - 36 区役所本庁舎7階
Tel 5742-6385 FAX 5742-6387